

九州大学病院外来駐車場取扱細則

平成 21 年度九大細則第 7 号
施行：平成 21 年 9 月 28 日
最終改正：平成 22 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、九州大学構内交通規程（平成 21 年度九大規程第 20 号。以下「規程」という。）第 17 条の規定に基づき、馬出地区キャンパス構内に設置する九州大学病院外来駐車場（以下「駐車場」という。）における規程第 2 条第 1 号に規定する自動車の駐車について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第 2 条 駐車場を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、以下に掲げる者に限る。

- (1) 外来患者 九州大学病院（以下「病院」という。）の外来を受診する者又は入院（入院当日に限る。）若しくは退院する者をいう。
- (2) 見舞者等 病院に見舞等の用務がある者をいう。
- (3) 在院家族許可者 医師に在院家族許可願を提出し、許可された者をいう。

(供用時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、終日とする。ただし、病院長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(駐車料金)

第 4 条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）は、別表に定める額とする。ただし、総長は、特別な理由があるときは、料金の一部又は全部を免除することができる。

(料金の納付)

第 5 条 料金は、自動車出場の際に納付しなければならない。

- 2 既納の料金は返還しない。ただし、総長が特別な理由があると認めるときは、料金の一部又は全部を返還することができる。
- 3 利用者は、駐車券を破損し、又は紛失したため、出場できない場合は、別表に定める金額を支払わなければならない。

(駐車の拒否)

第 6 条 病院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 利用者でない者が駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の構造上、駐車させることが不相当である自動車を駐車しようとするとき。
- (3) 発火性又は引火性を有する物品を積載している自動車を駐車しようとするとき。
- (4) 自動車が駐車場の施設・設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第 7 条 利用者は、駐車場を利用する場合において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設・設備等を損傷し、又は滅失すること。
- (3) 物品の販売、宣伝等の営利行為をすること。
- (4) 許可なく印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障がある行為をすること。

(損害賠償)

第 8 条 利用者は、その責に帰すべき事由により、駐車場の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害)

第 9 条 駐車場内における次の各号に掲げる事項によって生じた損害については、九州大学は、その責任を負わない。

- (1) 自動車相互の接触又は衝突

- (2) 自動車と利用者の接触又は衝突
- (3) 自動車と施設・設備等の接触又は衝突
- (4) 盗難
- (5) 天災地変

(事務)

第10条 駐車場に関する事務は、病院事務部経理課において処理する。

附 則

この細則は、平成21年9月28日から施行する。

附 則(平成22年度九大細則第8号)

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

別表(第4条及び第5条3項関係)

区 分	外来診療棟前立体駐車場	左記以外の駐車場
外来患者	6時間 100円(1回の駐車において、6時間を超過した場合は、30分ごとに100円加算する。)	10時間 無料(1回の駐車において、10時間を超過した場合は、30分ごとに100円加算する。)
見舞者等	1時間 200円(1回の駐車において、1時間を超過した場合は、30分ごとに100円加算する。)	1時間 100円(1回の駐車において、1時間を超過した場合は、30分ごとに100円加算する。) ただし、1回の駐車において、最初の8時間までは600円を上限とし、8時間以降は30分ごとに100円を加算する。
在院家族許可者(1家族等につき1日1回のみ)	無料	無料
駐車券を破損し、又は紛失したため、出場できなくなった者	外来患者 800円 見舞者等 1,500円	外来患者 100円 見舞者等 1,500円